

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第26回理事会

平成9年3月

平成8年度事業計画書一部変更

(平成8年4月1日～平成9年3月31日)

平成8年度においては、いわゆる元従軍慰安婦の方々に対する国民的な償いを表す事業及び医療・福祉支援事業の更なる具体化と実施並びに女性の名誉と尊厳を守るための各種事業を以下のとおり行うものとする。

1 いわゆる元従軍慰安婦の方々に対する国民的な償いを表す事業

- (1) 償い金の支給に向けた各国 NGO との意見調整
- (2) 償い金の支給対象及び支給額並びに支給方法等の検討・決定及び償い金の支給

2 医療・福祉支援事業

- (1) 医療・福祉支援事業の実施に向けた各国・地域の関係団体等との対話
- (2) 医療・福祉支援事業の実施

3 女性の名誉と尊厳を守るための事業

(1) 補助事業

女性の名誉と尊厳を守るために活動する NGO の事業を補助するための事業

- ① 広報活動支援事業
 - ・ 今日的な女性問題に取り組む NGO のパンフレットの作成・配布に係る広報事業費を補助
- ② 民間シェルター支援事業
 - ・ 暴力等の急迫の問題に直面している女性を緊急避難的に収容する施設に対する費用等の補助の実施

(2) 委託事業

女性の名誉と尊厳を守るために行う事業のうち他に委託して実施する事業

- ① 調査研究事業
 - ・ 女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪等の行為の実態等の究明
 - ・ 歴史の教訓とするために、いわゆる従軍慰安婦問題関連の史資料を収集、整理
- ② メンタルケア技術開発事業
 - ・ 名誉と尊厳を侵害する行為等に悩む女性の精神・心理面での救済のための効果的な心療技術の研究・開発の実施

(3) その他の啓発事業等

女性の名誉と尊厳を守るために行う事業のうち基金自らが実施する事業(他と共催するものも含む。)

- ① 普及啓発事業
 - ・ ポスター、新聞等によるキャンペーンの実施
 - ・ 読本等による普及啓発
 - ・ 地方対策会議の開催
- ② 国際会議の開催
 - ・ 諸外国の NGO、学識者等との意見交換等
- ③ 総合相談センター事業
 - ・ 名誉と尊厳を侵害する行為等に悩む女性に対するカウンセリングの実施
 - ・ 今日的な女性問題に関する相談活動を行っているボランティアに対するカウンセリングの実施

(4) 外国政府等を通じた女性の名誉と尊厳を守るための事業

収支予算書一部変更

平成8年4月1日から平成9年3月31日まで

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

1 収入の部

| 科 目 | 当初予算額 | 補正増減額 | 改 予 算 額 | 備 考 |
|------------|---------------|-----------------|---------------|--------|
| 事業外収入 | 2,322,606,000 | △ 745,898,000 | 1,576,708,000 | |
| 基本財産収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 基本財産運用収入 | 500,000 | 0 | 500,000 | |
| 寄附金収入 | 1,800,000,000 | △ 1,320,000,000 | 480,000,000 | |
| 補助金収入 | 481,206,000 | △ 63,744,000 | 417,462,000 | 政府より |
| 拠出金収入 | 0 | 635,190,000 | 635,190,000 | 政府より |
| 借入金収入 | 40,000,000 | 0 | 40,000,000 | 三和銀行より |
| 雑収入 | 900,000 | 2,656,000 | 3,556,000 | |
| 当期収入合計 (A) | 2,322,606,000 | △ 745,898,000 | 1,576,708,000 | |

2 支出の部

| 科 目 | 当 初 予 算 額 | 補 正 増 減 額 | 改 予 算 額 | 備 考 |
|--|---------------|-----------------|---------------|---------------------|
| 事 業 費 | 2,385,491,000 | △ 1,282,429,000 | 1,103,062,000 | |
| 償い金支給費 | 1,900,000,000 | △ 1,864,000,000 | 36,000,000 | |
| 女性名誉尊厳事業 | 485,491,000 | △ 53,619,000 | 431,872,000 | |
| 補助事業 | 141,498,000 | △ 21,224,000 | 120,274,000 | 広報活動支援 民間シェルター支援 |
| 委託事業 | 26,931,000 | △ 2,840,000 | 24,091,000 | 調査研究 メンタルケア技術開発 |
| 啓発事業等 | 317,062,000 | △ 29,555,000 | 287,507,000 | |
| キャンペーン事業 | 0 | 0 | 0 | キャンペーン事業を含む |
| 医療・福祉支援事業 及び外国政府等を通 じた女性名誉尊厳事 業 | 0 | 635,190,000 | 635,190,000 | |
| 管 理 費 | 95,715,000 | △ 7,469,000 | 88,246,000 | |
| 人 件 費 | 42,956,000 | 0 | 42,956,000 | |
| 事 務 費 | 52,759,000 | △ 7,469,000 | 45,290,000 | |
| 基本財産取得支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 固定資産取得支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 借入金返済支出 | 40,000,000 | 0 | 40,000,000 | |
| 借入金返済支出 | 40,000,000 | 0 | 40,000,000 | |
| 特定預金支出 | 0 | 3,349,492 | 3,349,492 | |
| 退職給与引当 預金支出 | 0 | 3,349,492 | 3,349,492 | |
| 予 備 費 | 1,400,000 | 16,512,289 | 17,912,289 | |
| 予 備 費 | 1,400,000 | 16,512,289 | 17,912,289 | |
| 当期支出合計 (c) | 2,522,606,000 | △ 1,270,036,219 | 1,252,569,781 | |

収支予算書

平成8年4月1日から平成9年3月31日まで

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

1. 収入の部

| 科 目 | 予 算 額 | 前年度予算額 | 増 減 | 備 考 |
|------------|---------------|---------------|-----------------|--------|
| 事業外収入 | 1,576,708,000 | 2,484,621,000 | △ 907,913,000 | |
| 基本財産収入 | 0 | 70,000,000 | △ 70,000,000 | |
| 基本財産運用収入 | 500,000 | 2,450,000 | △ 1,950,000 | |
| 寄附金収入 | 480,000,000 | 2,000,000,000 | △ 1,520,000,000 | |
| 補助金収入 | 417,462,000 | 412,121,000 | 5,341,000 | 政府より |
| 拠出金収入 | 635,190,000 | 0 | 635,190,000 | 政府より |
| 借入金収入 | 40,000,000 | 0 | 40,000,000 | 三和銀行より |
| 雑収入 | 3,556,000 | 50,000 | 3,506,000 | |
| 当期収入合計 (A) | 1,576,708,000 | 2,484,621,000 | △ 907,913,000 | |
| 前期繰越収支差額 | 219,861,781 | 0 | 219,861,781 | |
| 収入合計 (B) | 1,796,569,781 | 2,484,621,000 | △ 688,051,219 | |

| 科 目 | 予 算 額 | 前年度予算額 | 増 減 | 備 考 |
|--|---------------|---------------|-----------------|---------------------|
| 事業費 | 1,103,062,000 | 312,828,000 | 790,234,000 | |
| 債 金 支 給 費 | 36,000,000 | 0 | 36,000,000 | |
| 女性名誉尊厳事業 | 431,872,000 | 0 | 431,872,000 | |
| 補助事業 | 120,274,000 | 0 | 120,274,000 | 広報活動支援 民間シエルター支援 |
| 委託事業 | 24,091,000 | 0 | 24,091,000 | 調査研究 メンタルケア技術開発 |
| 啓発事業等 | 287,507,000 | 0 | 287,507,000 | |
| キャンペーン事業 | 0 | 312,828,000 | △ 312,828,000 | キャンペーン事業を含む |
| 医療・福祉支援事業 及び外国政府等を通 じた女性名誉尊厳事 業 | 635,190,000 | 0 | 635,190,000 | |
| 管 理 費 | 88,246,000 | 94,293,000 | △ 6,047,000 | |
| 人 件 費 | 42,956,000 | 22,364,000 | 20,592,000 | |
| 事 務 費 | 45,290,000 | 71,929,000 | △ 26,639,000 | |
| 基相権取得支出 | 0 | 70,000,000 | △ 70,000,000 | |
| 固定資産取得支出 | 0 | 5,000,000 | △ 5,000,000 | |
| 借入金返済支出 | 40,000,000 | 0 | 40,000,000 | |
| 借入金返済支出 | 40,000,000 | 0 | 40,000,000 | |
| 特定預金支出 | 3,349,492 | 0 | 3,349,492 | |
| 退職給与引当 預金支出 | 3,349,492 | 0 | 3,349,492 | |
| 予 備 費 | 17,912,289 | 0 | 17,912,289 | |
| 予 備 費 | 17,912,289 | 0 | 17,912,289 | |
| 当期支出合計 (C) | 1,252,569,781 | 482,121,000 | 770,448,781 | |
| 当期収支差額 (A) - (C) | 324,138,219 | 2,002,500,000 | △ 1,678,361,781 | |
| 次期繰越金収支差額 (B) - (C) | 544,000,000 | 2,002,500,000 | △ 1,458,500,000 | |

平成9年度事業計画書（案）

（平成9年4月1日～平成10年3月31日）

平成9年度においては、いわゆる元従軍慰安婦の方々に対する国民的な償いを表す事業及び医療・福祉支援事業、女性の名誉と尊厳を守るための各種事業を以下のとおり行うものとする。

1 国民的な償いを表す事業

- (1) 償い金の支給に向けた各国・地域の関係団体等との対話
- (2) 償い金の支給

2 医療・福祉支援事業

- (1) 医療・福祉支援事業の実施に向けた各国・地域の関係団体等との対話
- (2) 医療・福祉支援事業の実施

3 女性の名誉と尊厳を守るための事業

(1) 補助事業

女性の名誉と尊厳を守るために活動するNGOの事業を補助するための事業

- ① 広報活動支援事業
 - ・ 今日的な女性問題に取り組むNGOのパンフレットの作成・配布に係る広報事業費を補助
- ② 民間シェルター支援事業
 - ・ 暴力等の急迫の問題に直面している女性を緊急避難的に収容する施設に対する費用等の補助の実施

(2) 委託事業

女性の名誉と尊厳を守るために行う事業のうち他に委託して実施する事業

- ① 調査研究事業
 - ・ 女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪等の行為の実態等の究明
 - ・ 歴史の教訓とするために、いわゆる従軍慰安婦問題関連の史資料を収集、整理
- ② メンタルケア技術開発事業
 - ・ 名誉と尊厳を侵害する行為等に悩む女性の精神・心理面での救済のための効果的な心療技術の研究・開発の実施

(3) その他の啓発事業等

女性の名誉と尊厳を守るために行う事業のうち基金自らが実施する事業（他と共催するものも含む。）

- ① 普及啓発事業
 - ・ ポスター、新聞等によるキャンペーンの実施
 - ・ 読本等による普及啓発
 - ・ 地方対策会議の開催
- ② 国際会議の開催
 - ・ 諸外国のNGO、学識者等との意見交換等
- ③ 総合相談センター事業
 - ・ 名誉と尊厳を侵害する行為等に悩む女性に対するカウンセリングの実施
 - ・ 今日的な女性問題に関する相談活動を行っているボランティアに対するカウンセリングの実施

(4) 外国政府等を通じた女性の名誉と尊厳を守るための事業

収支予算書(案)

平成9年4月1日から平成10年3月31日まで

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

1 収入の部

| 科 目 | 予 算 額 | 前年度予算額 | 増 減 | 備 考 |
|------------|---------------|---------------|---------------|--------|
| 事業外収入 | 1,235,264,000 | 1,576,708,000 | △ 341,444,000 | |
| 基本財産収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 基本財産運用収入 | 360,000 | 500,000 | △ 140,000 | |
| 寄附金収入 | 520,000,000 | 480,000,000 | 40,000,000 | |
| 補助金収入 | 487,671,000 | 417,462,000 | 70,209,000 | 政府より |
| 拠出金収入 | 184,677,000 | 635,190,000 | △ 450,513,000 | 政府より |
| 借入金収入 | 40,000,000 | 40,000,000 | 0 | 三和銀行より |
| 雑収入 | 2,556,000 | 3,556,000 | △ 1,000,000 | |
| 当期収入合計 (A) | 1,235,264,000 | 1,576,708,000 | △ 341,444,000 | |
| 前期繰越収支差額 | 1,153,190,000 | 219,861,781 | 933,328,219 | |
| 収入合計 (B) | 2,388,454,000 | 1,796,569,781 | 591,884,219 | |

2 支出の部

| 科 目 | 予 算 額 | 前年度予算額 | 増 減 | 備 考 |
|--|---------------|---------------|---------------|---------------------|
| 事 業 費 | 1,156,180,000 | 1,103,062,000 | 53,118,000 | |
| 償い金支給費 | 600,000,000 | 36,000,000 | 564,000,000 | |
| 女性名誉尊厳事業 | 371,503,000 | 431,872,000 | △ 60,369,000 | |
| 補助事業 | 143,473,000 | 120,274,000 | 23,199,000 | 広報活動支援 民間シェルター支援 |
| 委託事業 | 27,114,000 | 24,091,000 | 3,023,000 | 調査研究 メンタルケア技術開発 |
| 啓発事業等 | 200,916,000 | 287,507,000 | △ 86,591,000 | |
| 医療・福祉支援事業 及び外国政府等を通 じた女性名誉尊厳事 業 | 184,677,000 | 635,190,000 | △ 450,513,000 | |
| 管 理 費 | 117,824,000 | 88,246,000 | 29,578,000 | |
| 人 件 費 | 63,065,000 | 42,956,000 | 20,109,000 | |
| 事 務 費 | 54,759,000 | 45,290,000 | 9,469,000 | |
| 基本財産取得支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 固定資産取得支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 借入金返済支出 | 40,000,000 | 40,000,000 | 0 | |
| 借入金返済支出 | 40,000,000 | 40,000,000 | 0 | |
| 特定預金支出 | 0 | 3,349,492 | △ 3,349,492 | |
| 退職給与引当 預金支出 | 0 | 3,349,492 | △ 3,349,492 | |
| 予 備 費 | 401,400,000 | 17,912,289 | 383,487,711 | |
| 予 備 費 | 401,400,000 | 17,912,289 | 383,487,711 | |
| 当期支出合計 (C) | 1,715,404,000 | 1,252,569,781 | 462,834,219 | |
| 当期収支差額(A) - (C) | △ 480,140,000 | 324,138,219 | △ 804,278,219 | |
| 次期繰越金収支差額 (B) - (C) | 673,050,000 | 544,000,000 | 129,050,000 | |

1996 年度女性尊厳事業報告

- 啓発事業
- 1) 女性の人権に関する啓発ビデオ作成・配布 (300 本)
 - 2) 慰安婦問題広報・啓発ビデオ作成の準備 (既成ビデオの収集および出来るところからの収録)
 - 3) 広報・啓発のための各新聞への広告
- 地方対策会議事業
- アジア女性基金活動報告集会 (東京、大阪)
- 総合相談事業
- 家庭内暴力・離婚等の電話相談 (家庭問題情報センターに委託)
- 国際会議事業
- 国際フォーラム「女性の人権とは」 (於国連大学・東京、および京都)
- 調査研究事業
- 1) 「彼女たちはなぜ暴力的な夫のもとに止まるのか」 (家庭問題情報センター)
 - 2) 「犯罪被害者の精神的なケア—援助者および警察官のための援助法マニュアル研究開発」 (東京医科歯科大学犯罪被害者相談室)
 - 3) 「子ども買春の実態調査」
 - a. 「“援助交際” に対する高校生の意識および背景要因の分析・研究」 (東京学芸大学)
 - b. 「法的側面に対する各国の取り組みについての調査・研究」 (神奈川大学)
 - c. 1996 年 8 月スウェーデンで開催された「子ども買春世界会議」の資料翻訳
- NPO 支援助成事業
- 10 団体より 11 件の助成を執行 (第 24 回理事会報告)
- 国際ボランティア貯金
援助事業
- 「女性に対するカウンセリング・カウンセリング技術指導 (フィリピン)」 カウンセラーを派遣
- 資料収集・作成事業
- 1) ビデオライブラリーの整備
 - a. 女性の今日的関係のビデオ
 - b. 「慰安婦」関係のビデオ
 - 2) 女性の今日的関係・女性の人権に関する資料の収集および作成
 - 3) 女性問題の支援団体・専門家等のデータベース作成

「慰安婦」問題に関する広報、啓発ビデオ製作について

1 趣旨

- (1) アジア女性基金の活動は、従軍慰安婦問題、今日的な女性問題と広範囲でかつ国民に理解と協力を求めていかなければ成果をあげることがむずかしいものである。

アジア女性基金においては、広報、啓発ビデオを、アジア女性基金の設立の経緯趣旨、日常の活動について紹介するもの／「慰安婦」問題の理解を深めるもの／、今日的な女性問題への取り組みのためのもののそれぞれについて製作し、アジア女性基金の活動に関する広報活動を強めていくものとする。

なお、既存ビデオの収集、新規収録等については極力重複を避けるよう調整を図るものとする。

- (2) この企画においては、上記(1)のビデオ製作につき、「慰安婦」問題の理解を深めるものに関するものについて定めるものとする。

2 製作の方法

- (1) 製作は委託により行う。
- (2) ○ 受託会社の下にアジア女性基金の広報又は専従事業担当者ならびに基金関係者以外の専門家によるワーキンググループを構成する。
○ 現地の専門家やプロダクション関係者をワーキンググループメンバーとすることに留意する。
○ ワーキンググループは、製作の目的、対象、方法、取材協力等について協議し、製作全体に対して受託会社へ助言する。
- (3) ○ 「慰安婦」問題に関するビデオ製作のために、既存のビデオ作品、素材テープを収集する。
○ 証言者のインタビュー取材、周辺の取材、現場の保存取材等収録を行う。
○ 収集、収録に当たっては現地の専門家、プロダクションとの共同作業として行うものとする。
○ 証言者等が高齢であることを考慮し、できるだけ早急に実施可能なところから実施する。
- (4) ○ (3)で収集、収録したビデオ作品、素材テープ等を活用して製作する。
○ 製作に当たっては、広報対象者等を考慮して複数製作する。
○ 外国にも配布できるよう訳語等を考える。 ハイフン
○ 現地の専門家、プロダクションとの協力又は共同作業となるように努める。

3. 著作権、肖像権等の処理

- 1) 受託会社は、ワーキンググループの助言を得て、上記の方法で集めた収集・収録したテープの著作権、肖像権等の権利関係をクリアーする。
- 2) 完成した広報・啓発ビデオは、アジア女性基金が著作権を有する。その使用および収録した素材テープの使用に関しては、取材対象者の意志を尊重して、アジア女性基金が管理し、使用については協議して決定する。

4. 配布

完成した広報・啓発ビデオは、国内の対象者に配布する。また、アジア諸国の言語版も作成し国外でも広く配布し活用する。

予定表

平成8年度

2-3月

既成ビデオ、素材テープの買い取り、現地との打ち合わせ、
現地での収録

平成9年度

4-6月

証言および周辺の取材、収録、収集

6月

ビデオ制作

8月

国内配布開始

11月

国外配布

PRESS RELEASE ASIAN WOMEN'S FUND

1997.3.25

アジア女性基金プレス・リリース

TEL.81-3-3583-9346 FAX.81-3-3583-9347

AKASAKA-ANNEX, 2-17-42 AKASAKA, MINATO-KU, TOKYO, JAPAN 107

財団法人女性のためのアジア平和国民基金(理事長 原文兵衛) 事務局

107 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス

インドネシアでの事業支援で覚書締結

1. きょう25日、アジア女性基金(以下、基金)は、インドネシア社会省と、同社会省が実施する高齢者社会福祉事業に対し基金が支援を行うための覚書に署名した。(署名式は、ジャカルタのインドネシア社会省において、山口達男アジア女性基金理事およびアスモノ・インドネシア社会省次官との間で行なわれた。)

2. 覚書の概要は以下のとおり。

- (1) 事業の実施機関 インドネシア社会省
- (2) 事業の実施期間 10年間
- (3) 事業内容

(イ) 社会省は、インドネシアにおける高齢者のための社会福祉サービスの増進のため、総額3億8千万円規模の事業を実施する。社会省は、基金と協力して本事業実施のための年間計画を策定する。

(ロ) 基金は、右年間計画にしたがい、事業を実施するために必要な資金を社会省に供与する。

(ハ) 社会省は、元「慰安婦」が存在すると考えられる地域において、本件事業が実施されることを確保する。本件事業は、女性を優先する形で実施される。

フィリピンでのお届けは11人に

アジア女性基金は96年8月以来、継続して償い金等をお届けしているフィリピンで、この3月初旬、新たに認定を終わった2人に、償い金等をお送りする手続きを行った。これで、フィリピンで基金事業を受け取っていただいた方は、合計11人になった。

その他

○3月中旬より、「募金」をよびかける新聞広告掲載

朝日、毎日、読売、日経、産経、東京中日、西日本、北海道の計8紙ほか

○募金の総額は、4億7250万4472円(2月13日現在)

緊急対論
《前編》

「従軍慰安婦問題」 1月から中学歴史教科書に登場



上坂冬子

（ノンフィクション作家）
「『まんかま』してよかてすか？」と文部省にまで乗り込んで従軍慰安婦問題を論争を挑んだ小林よしのり氏。本誌連載エッセイ「喜劇裏楽」をはじめ以前からこの問題で論陣をはって来た上坂冬子氏。この2人が、いまなぜ「従軍慰安婦」なのかとことん論じあつた。このままでは、日本が、日本人が危ないという2人の激弁を聞く。

子供たちに「慰安婦」を どう教えるつもりなのか？



小林よしのり
（漫画家）



●次回は「ダイオキシシン研究者が語る緊急課題」について詳細にレポートします。

あなたの声、募集！

ダイオキシシン問題について、あなたのご意見をお寄せください。はがきの場合は、〒101-01 小学館女性セブン「ダイオキシシン」係。ファクシミリの場合は、FAX 03-5211-7427(24時間OK)まで。



「新設学は開学がらです。0・5ナノグラム」云々のダイオキシシン濃度も、新しい校舎をもってすれば無害な数値になった。ただ、問題に深く普及時期に近づいたから、中を半端に古い校舎だったんです」（厚生省環境政策課）

「やっぱり市町村の財政が低かったらしょうね。環境中の既設学の改修がうまくいかなかった。ええ、ダイオキシシン？ それ、って？ 反対の市町村も多かったんです」。これは、田代博士のインタビューで、環境政策課が環境中の目標とすべくダイオキシシン濃度の数値は明示されず、法的拘束力もなかった。また、定期的な濃度検査も義務づけられていなかったのだ。確かに一般庶民の目には、市町村の官報とされているが、それでは自治体も動きようがなかったのではなからうか。

脂肪吸引の専門クリニック

専門ドクターによる魅力的な二重。

Face Clinic

専門ドクターによる魅力的なバスト。

Body Clinic

専門ドクターによる魅力的なバスト。

発行元/笠倉出版社
内容についてのお問い合わせは
共立美容外科
全国共通電話0120-500-340
全国所在医院
東京/港区/百軒寺/大塚/金沢/高松/福岡

アジア女性基金

1997年度女性の人権に関する今日の問題
への自立活動・支援

募集要項

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

アジア女性基金

1997年度女性の人権に関わる今日的課題への自立活動・支援
募集案内(案)

1) はじめに

女性が人権を侵害されずに一人の人間として自立し、自分の生き方を決め、その能力を発揮出来る社会の実現を目的として、アジア女性基金では、様々なグループ、団体への活動を下記の要項で助成します。

2) 助成の対象となる事業および要件

- a) 女性の基本的人権の尊重に関わる事業
- b) 女性の自立につながる支援となる事業
- c) 女性に対する暴力や人権侵害の被害者への支援事業

今年度は、主として活動の報告や資料作成等への助成を中心とします。

3) 助成の対象となる事業者の要件

- a) 女性の基本的人権に関する活動の実績、能力があること。
- b) 特定の政党や宗教に片寄らない団体であること。
- c) 原則として本拠地が日本国内にある、あるいは事務所を有すること。
- d) 非営利団体であること。

4) 助成金額

- a) 広報活動への支援…市民団体の活動に必要な支援を行います。写真や他の国の言語への翻訳など、幅広い助成を30万円から300万円を上限として行います。
- b) 女性の自立支援…暴力や人権侵害など、さまざまな理由で自立を妨げられた女性たちへ直接、或いは間接の支援を行っている人々や団体への助成を行います。助成は50万円から500万円を上限として行います。

5) 対象事業の実施期間

1997年 6月から1998年 3月まで

6) 助成金申請の手続き

助成金の交付を希望する団体は別紙の

- a) 助成申請書 b) 助成申請事業実施計画書 c) 助成申請事業者調書
- および d) 助成申請事業経費の明細

に詳しく記入の上、必要な資料を添付して提出して下さい。

助成金申請の申し込みは、1997年4月28日から1997年5月30日まで受付けます。

7) ヒアリング

交付申込書は、公正な助成を図るため、学識経験者などで構成した助成審査会で審査し、必要な場合はヒアリングを行います。

8) 交付の決定及び通知

審査及びヒアリングを踏まえ、6月中に助成の可否を決定し、助成の可否および可とする場合の額を通知いたします。なお、可否の理由および助成額決定の理由についての問い合わせには応じられません。

9) 留意事項

- a) 原則として助成金の申し込みは、一事業者につき1件とします。
- b) 決定する助成金は、交付希望額を下回ることがあります。
- c) 助成金の交付決定の内容に違反した場合などには、交付決定の全部、または一部を取り消すことがあります。
- d) 原則として、継続助成は致しません。
- e) 助成金受取りには、団体の登録済みの印鑑が必要です。
- f) 個人への助成は致しません。

10) 活動報告会の開催

事業の完了後には、実績報告書を提出していただき、1998年4月以降に活動報告会を開催しますので参加して下さい。

お問い合わせ

財) 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

〒107 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス

電話: 03-3583-9322

Fax: 03-3583-9321

第1号様式

受付番号： 広報活動支援
女性自立支援

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
理事長 (アジア女性基金)
原 文兵衛 様

年 月 日

住所 (所在地)

〒

Tel

名称 (団体・グループ名)

代表者氏名

印

代表者住所

〒

1996年度財団法人アジア女性基金
自主活動助成金交付申込書

下記の事業を行いたいので、アジア女性基金の交付要綱に基づき、助成事業実施計画書
(第2号様式) 助成事業者調書 (第3号様式) 及び助成事業経費明細書 (第4号様式) を
添えて助成金の交付を申し込みます。

記

- | | |
|---------------|--------|
| 1 事業名 | |
| 2 助成の対象となる事業費 | 千円 (A) |
| 3 助成金交付希望額 | 千円 (B) |

助成申請事業実施計画書

| | | |
|---|---------------------------------------|---------------|
| 1 | 事業名 | |
| 2 | 事業の概要 (詳細な計画書、チラシ、パンフレット等の資料を添付して下さい) | |
| 3 | 事業の実施時期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 4 | 事業の目的及び効果 | |
| 5 | 助成の対象となる事業費の総額 | 千円 (A) |
| 6 | 助成金交付希望額 | 千円 (B) |

※この用紙に概要を記入して、記入しきれない場合には詳細は別紙を添付して下さい。

助成申請事業者調書

| | |
|---|------------------------------------|
| 名称（団体・グループ名） | |
| 代表者氏名 | 会計責任者氏名 |
| 当該事業 に関する 連絡先 | 連絡先 Tel: 事務担当者氏名 Fax: |
| <p>団体・グループの概要（設立の趣旨、主な活動分野・内容等を記入して下さい。定款、規約、会則、役員名簿を添付して下さい。）</p> <p style="text-align: right;">（ 年 月 日設立）</p> | |
| <p>メンバー構成：女性 人 男性 人 計 人 年代： 歳代～ 歳代</p> | |
| <p>これまでの主な活動実績を記入して下さい。決算書、新聞記事等の資料があれば添付して下さい。</p> | |
| <p>今後の活動計画及び将来の展望を記入して下さい。（予算等の資料があれば添付して下さい。）</p> | |

※この用紙に必ず概要を記入して、記入しきれない場合には詳細は別紙を添付して下さい。

助成申請事業経費明細書

受付番号： 広報活動支援
女性自立支援

| | | | | |
|--|-------------|-------------------|---------------|--------|
| 事業名： | | 事業者名： | | |
| 収 | 経費 | | | |
| | 自己資金 | | 千円 | |
| | 他の団体等からの助成金 | (助成団体名) | 千円 | |
| | 参加費・資料代等 | (収入の内容 内訳： ×) | 千円 | |
| | その他の収入 | (収入の内容) | 千円 | |
| | 人 | アジア女性基金の助成金 | 交付希望額 | 千円 (B) |
| | 計 | | 千円 (A) | |
| 支 出 | 費目 | 予算額 (全体) | 経費と収入 (B) の明細 | 備考 |
| | a | 千円 | | |
| | b | 千円 | | |
| | c | 千円 | | |
| | d | 千円 | | |
| | e | 千円 | | |
| | その他 (具体的に) | | | |
| 計 | 千円 (A) | 計 | 千円 (B) | |

1996年度女性の人権にかかわる今日の問題への自立活動・支援

1996年度の自立活動・支援は、アジア女性基金における尊厳事業の始まりが年度半ばと遅れ、対象事業の実施期間が短く、申請事業が制限されました。1997年度は、長期の事業にも助成出来ればと願っています。1996年度の主な申請団体と助成の対象となった事業は以下の通りです。

東京医科歯科大学・犯罪被害者相談室

「犯罪被害者に対する精神的支援の全国的展開への準備事業」

福岡SA研究会

「性的虐待に関するパンフレット作成」

プラネット

「女性 HIV 感染者・AIDS 患者への自立支援・ケア・サポート事業」

福祉のまちづくりの会

「ピア・カウンセリング・リーダー養成講座—障害者の自立支援事業」

自由人権協会

「働く男性啓蒙活動—女性も男性も働きやすい社会を目指して」

国際移住機関 (International Organization for Migration)

「女性の性的搾取を目的とした日本へのトラフィッキングに関する調査事業」

ぷれいす東京

「HIV 女性感染者のためのシェルター管理運営事業」

すべての外国人に医療補償を！連絡会

「女性移住労働者に対するコンピューター利用による語学研修と操作訓練」